琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務
公募型プロポーザル実施要領

１．業務の目的

この実施要領は、琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

２．業務の内容

（１）業 務 名

琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務

（２）業務の内容

別添仕様書の通り。ただし、仕様書は、契約締結に当たって、事業予定者と選定された事業者の企画提案に応じて変更することがあるものとする。

（３）委託期間

契約締結日から令和 12 年３月 31 日までとする。

（４）契約金額上限

23,430,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※　ただし、この契約金額上限は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※　人件費については、町が直接雇用することを予定しているため、契約金額上限には含めないこと。

３．参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

（３）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始がなされている者でないこと。

（４）プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務の実施年度において、琴平町一般競争（指名競争）入札参加資格を有していること。なお、参加申込書等を提出しようとする時点において、対象業務における琴平町での競争入札参加資格を有しない者は、「物品製造・役務の提供等の入札の参加に必要な資格等について」に基づき、別途提出すること。

（５）琴平町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

（６）国税及び地方税に滞納がないこと。

（７）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（８）国や地方公共団体、民間企業での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力、健全な財政能力を十分に有していること。

４．プロポーザル実施スケジュール（予定）

① 公募型プロポーザル実施公告	令和８年11月２日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和８年11月２日（月）から 令和８年11月６日（金）まで
③ 質問書に対する回答期限	令和８年11月12日（木）
④ 参加申込書の提出期限	令和８年11月20日（金）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和８年11月27日（金）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和８年11月27日（金）から 令和８年12月11日（金）まで
⑦ プレゼンテーション及び審査	令和８年12月21日（月）午前10時予定
⑧ 審査結果の通知	令和８年12月下旬予定
⑨ 審査結果等の公表	令和８年12月下旬予定
⑩ 契約締結	令和８年12月下旬予定

５.実施要領等に関する質疑受付

（１）質問受付

質問は、「琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務公募型プロポーザル」に係る質問書（様式第１号）により提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

①　質問方法

電子メールにより提出すること。メールのタイトルは、「質問書【琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務】」とすること。

②　受付期間

令和８年11月２日（月）から令和８年11月６日（金）午後５時までとする。

③　送信先

子ども・保健課

（２）質問書に対する回答について

①　回答方法　令和８年11月12日（木）午後５時までに琴平町公式ホームページに掲載する。

電話や対面等の個別対応は行わない。

②　回答の取り扱い

回答内容は、本プロポーザルの実施要領や仕様書記載事項に優先する内容追加又は記載とする。

６．参加申込書の提出について

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第２号）及び必要書類を提出すること。

（１）　参加申込書等の提出期限、場所及び方法

①　提出期限　令和８年 11 月 20 日（金）午後５時（必着）

②　提出場所　子ども・保健課

③　提出方法　持参または書留郵便。持参の場合、閉庁日を除き、午前８時 30 分から午後５時までに提出すること。

（２）　添付書類

参加申込書への添付書類は、次のとおりとする。

①　参加表明書（様式第２号）

②　法人等概要書（様式第３号）

③　類似業務受託実績書（様式第４号）

④　納税証明書 納期到来分までの法人税、消費税及び地方消費税　【未納がない証明：発行後３ヶ月以内のもの】写し可 ※

⑤　登記簿謄本（履歴事項全部証明書：発行後３ヶ月以内のもの）　写し可※

⑥　決算書（直前決算のもの）　写し可※

※　④～⑥については、琴平町一般競争(指名競争)入札参加資格を有している場合は提出不要

（３）　提出部数

紙媒体各１部

（４）　その他

提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

（５）　参加申込者の確認結果の通知

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和８年 11 月 27 日（金）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

７．企画提案書等の受付

（１）企画提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間

令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月 11 日（金）まで

②　提出場所

子ども・保健課

③　提出方法

持参または書留郵便。持参の場合、閉庁日を除き、午前８時 30 分から午後５時までに提出すること。

④　提出部数

紙媒体　７部

（２）　企画提案書等の内容

企画提案書と会社概要のわかるパンフレット等を提出すること。

①　企画提案書への記載内容

【記載必須事項】

ア　当該業務の業務実施体制図（担当者部署の住所・連絡先、担当者の氏名等を記載した業務体制図を作成すること。）

イ　当該業務に係る事業スケジュール（契約締結後（令和８年 12 月下旬を予定）から令和 12 年３月 31 日まで記載すること。）

ウ　都市間協定（想定都市の規模、締結方法、スケジュール等について記載すること。）

エ　派遣予定ＡＬＴの経歴、資格、免許、学習指導能力について（来日前後の研修体制についても記載すること。）

オ　ＡＬＴの服務管理体制（指導体制、勤務状況の把握方法、通常時の連絡体制等について記載すること。）

カ　ＡＬＴへの支援・サポート体制（来日前、来日後、各種手続き、日常生活等の支援・サポート体制について記載すること。）

キ　危機管理体制（事故、急病、ＡＬＴの中途帰国、自然災害等の際など、代替要員配置も踏まえた対応方針・連絡体制について記載すること。また、苦情等処理対応体制についても記載すること。）

ク　独自教材や企画内容（こども園で実施予定の企画内容やその他に企画している内容について記載）

ケ　見積書及び内訳書（様式は任意だが、内容が詳細に確認できること）

（提案限度価格 23,430,000 円を超えないこと。）

【任意記載事項】

ア 企画内容について（その他特筆すべきＰＲ事項があれば記載すること。）

イ その他（その他、何かあれば記載してください。）

②　提出書類作成に関する注意事項

ア　日本工業規格Ａ４用紙に横書きとし、両面印刷で長辺２箇所綴じ（ファイリング）とすること。

イ　ページ番号を付番し、文字サイズは 11 ポイント以上とすること。字体は特に指定しないが視認しやすい一般的な字体を使用すること。

ウ　ページ数は、表紙を含め全体で 20 ページを超えないものであること。

エ　会社名は記載しないこと。

オ　会社概要を示すパンフレット等についてはファイリングに綴じない。サイズは問わない。

８．プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

（1）プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。

①　日時

令和８年 12 月 21 日（月）午前 10 時（予定）とし、確定日及び詳細については別途連絡する。

② 場所

琴平町役場２階　第２会議室

③ 出席人数

５名以内とする

④ 時間

20 分間以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関するヒアリング・質疑応答（15 分程度）を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。

⑤ オンライン

オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合は、事前（閉庁日を除きヒアリング日の３日前まで）に、子ども・保健課まで連絡すること。オンラインの準備（ミーティングＩＤ及びパスコード等）については提案者が準備するものとする。

なお、オンラインによるプレゼンテーションの場合は、琴平町役場に来庁する必要はありません。

⑥ 機器

パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。大型ディスプレイ及びＨＤＭＩケーブル等については、本町が準備する。

⑦ その他

提出した提案書に準じて説明を行うものとし、提案書自体の内容の変更や追加は認めない。ただし、プレゼンテーション資料のため編集することは可とする。

⑧ 企画提案書の提出者が１者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングは実施する。

９．受託候補者の選定

（１） 審査について

企画提案書等の審査は、プロポーザル委員会が行う。

（２） 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、及び見積金額等を、審査基準に基づき総合的に評価する。

（３）受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

（４） 最低基準点の設定

評価点の合計点が６割未満の場合、候補者又は次点者としては選定しない。

（５） 選定における評価基準は下表のとおり

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
１.組織体制	適切な業務を遂行できる実施体制を構築できるか	10
２.業務実績	他自治体における過去の類似業務受託実績	10
３.都市間協定	協定先としての適切性（人口規模、地理的要因等）	5
	協定締結の確実性（事前調整、平時の連絡状況等）	10
４.ＡＬＴの能力及び管理体制	ＡＬＴの能力等（経歴、資格、免許、実績等）	5
	コーディネーターによるＡＬＴの服務管理支援体制（勤務状況の把握方法、当日の欠勤・遅刻等の連絡体制、業務報告方法、事故防止、休暇等）	5
	ＡＬＴ来日前から出国するまでの支援体制（出入国手続き・国内移動・業務支援・住居支援・生活全般支援等）	5
５.危機管理体制	ＡＬＴの長期離脱、こども園及び子ども・保健課からのＡＬＴ交替要請、事業者都合など、ＡＬＴ代替要員の確保体制	5
	こども園及び子ども・保健課との連絡体制及び要望や苦情等の対応体制	5
６.企画内容	来日後のＡＬＴの研修状況、育成方法等	5
	園児が英語を身近に感じるために効果的な授業の企画	10
	独自の教材等、英語力向上につながると思われる企画内容	10
	配置園以外の小中学校、社会教育等、今後の展開の提案内容	5
	その他、独自の提案やアピール	5
７.見積書	適切な見積がされているか	5
合計		100

（６）審査結果の通知

審査の結果は琴平町公式ホームページで公表するとともに、参加者すべてに通知する。

10. 契約に関する事項

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容を、原則として契約締結時の業務内容とするが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更することができるものとする。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、琴平町契約規則に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行うこととする。

11. 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
② 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載等があった場合
③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
⑥ 見積金額が実施要領に示している契約金額上限を超える場合
⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12. 留意事項

① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
③ 企画提案書は、１事業者につき１案とし、複数の提案はできない。
④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない（町からの指示があった場合を除く。）。
⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、提出日、業務名、辞退理由等の必要事項を記載した書面（様式任意）を、子ども・保健課へ提出すること。
⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、琴平町情報公開条例に基づき公開することがある。

⑨　企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

⑩　電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

13. 問合せ先

〒766-8502　香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10

琴平町子ども・保健課　担当者：大西

ＴＥＬ：０８７７－７５－６７０５

ＦＡＸ：０８７７－７５－６７２４

メール：kodomohoken@town.kotohira.lg.jp